

東京都認可保育園キッズガーデン上馬（仮称） 新装工事

【 入 札 要 項 書 】

平成 27 年 11 月 2 日

事 業 主 株式会社 Kids Smile Project

## 【 一 般 要 項 】

1. 工事名称 東京都認可保育園キッズガーデン上馬（仮称） 新築工事
2. 工事場所 世田谷区上馬 5-16-19
3. 事業主 株式会社 Kids Smile Project 代表取締役 中西 正文  
東京都港区南麻布 5-12-16 伊吹ハウス 302
4. 設計監理 株式会社 タウ建築設計事務所 代表取締役 高島 脩次  
東京都台東区 2-8-11 大黒ビル 5 階
5. 建物用途 保育所
6. 構造規模 鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造） 地上 3 階  
敷地面積 245.51 m<sup>2</sup>  
建築面積 171.73 m<sup>2</sup>  
延床面積 352.86 m<sup>2</sup>
7. 予定工期 着工予定： 平成 27 年 11 月 27 日  
竣工予定： 平成 28 年 1 月 31 日  
引渡し予定： 平成 28 年 2 月 1 日  
開園予定日： 平成 28 年 4 月 1 日
8. 支払条件 契約時 30%、引き渡し時 20%、2016 年 5 月末 50%
9. 設計図書 建築意匠図・電気設備図・給排水設備図・給排気設備図
10. 入札日程  
(ア) 入札  
日 時 平成 27 年 11 月 25 日（水） 14 時より（受付 13：50 分より）  
場 所 東京都港区南麻布 5-12-16 伊吹ハウス 302  
株式会社 Kids Smile Project  
(イ) 指名業者通知・資料配布  
指名通知・見積要項・入札書・設計図書一式送付（現地説明会は実施しません。）  
日 時 平成 27 年 11 月 9 日（月）  
方 法 手渡し

(ウ) 入札予定価格（税抜）

予 定 価 格 : 1 億 1,000 万円（税抜）

(エ) 質問書提出

日 時 平成 27 年 11 月 16 日（月）15 時まで  
宛 先 株式会社 Kids Smile Project  
方 法 書面により FAX にて提出。（書式は任意。）  
FAX 番号 03（6277）2437

(オ) 回答書送付

日 時 平成 27 年 11 月 18 日（水）18 時まで  
方 法 書面により FAX にて送付。（全社共通内容を送付。）

1 1. 入札方法

入札参加者は、所定の用紙に金額を記載の上入札する。

入札金額が予定価格以下となった業者の中で、最低価格の業者が落札業者となる。

（ただし、最低制限価格に達しない場合を除く）

落札とすべき同額の入札をした者が、二者以上いるときは、当該入札をした入札参加者にまず順序を決定するくじを引かせ、その結果により落札を決定するくじを引かせ決定する。

初度入札において落札者が無いときは、再度入札を行う。その場合、日時を再度設定しその場で日時を伝えるものとする。

1 2. 契約

民間（旧四会）連合協定工事請負契約及び約款を基に株式会社 Kids Smile Project と契約する。

1 3. 業務・工事範囲

- (ア) 工事請負契約に関わる費用は施工者の負担とする。
- (イ) 工事期間中の諸問題に関してスピーディーな対応を行うこと。
- (ウ) 別途工事に対して、各種工事の取り合い調整、統括安全管理責任等を負うこと。
- (エ) 着工から完成までに必要な諸官庁手続きは請負業者にて行うこと。
- (オ) 諸官庁への報告写真を適宜撮影のこと。
- (カ) 施工前に施工図・見本を提出し、監理者の承諾を得ること。
- (キ) 工事期間中は、騒音・振動・粉塵には十分な注意を払うこと。
- (ク) 引き渡しまでの各種保険は本工事に含むこと。
- (ケ) 請負者は引き渡し前後に発注者に対して諸設備の試運転を行うと共に取り扱い要項を出し、その説明を行い、竣工後の稼働に支障のないよう引き継ぎを行うこと。
- (コ) 引き渡し後 1 年目に定期点検を行うこと。
- (サ) 請負者は、竣工届・竣工図・竣工写真・保証書・鍵一覧・鍵引き渡し書・個別工事取り扱い説明書・総合メンテナンスマニュアル等の竣工引き渡し書類を提

出のこと。

- (シ) 保証書は、請負者・専門工事業者・メーカー等の連名により提出のこと。
- (ス) 質疑回答時の追加指示事項も本工事業務範囲とする。

#### 1 4. 工事について

##### (ア) 近隣への配慮

請負業者は近隣の住居者及び所有者、当該建築物の利用者への保安に努め、振動騒音等には十分な対策を講じて工事を行うこと。もしこれらに関する注意及び苦情の申し出があった場合、請負業者において解決する。

##### (イ) 工事用水、電力等

工事中の電力、水道等の経費は、すべて発注者の負担とする。

##### (ウ) 諸物価値上がりについて

約款 29 条に関わらず、諸物価値上がりによるスライドは行わない。

#### 1 5. 指名の制限

##### (ア) 不誠実な行為がある者。

- ・世田谷区指名停止基準等の規定に基づき氏名停止借置を受けている者
- ・世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱の規定に基づき入札参加排除借置を受けている者
- ・区が発注する工事請負契約に関して下請け契約関係が不適切であることが明確である者

##### (イ) 経営状況が著しく不健全である者。

##### (ウ) 前各号に掲げる者のほか、指名することが不適当と認められる者。

##### (エ) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

##### (オ) 本件工事に対応する監理・主任技術者を建設業法に従い施工箇所に配置できないもの。

##### (カ) 対象工事に係る設計業務等の受注者であるもの。

##### (キ) 法人役員とその親族その他特殊な関係があるもの。

#### 1 6. 入札参加条件

##### (ア) 上記指名の制限に抵触しないもの。

##### (イ) 落札をした場合、指定の工期で業務を完了できるもの。

##### (ウ) 事業主ならびに世田谷区との連絡を密にとり、誠実に指示に従い業務を遂行できるもの。

##### (エ) **入札公表の日から入札の日までの間に東京都において指名停止の措置を受けていない者であること。**

#### 1 7. 指名業者選定基準

以下事項の充足状況を総合的に判断し、指名業者の選定を行う。

##### (ア) 経営及び信用の状況

##### (イ) 官公庁工事の実績の有無

##### (ウ) 既発注工事の施工成績

- (エ)発注工事施工についての技術的特性
- (オ)発注工事の内容に適した専門性
- (カ)施工中の既発注工事の進捗状況等